

大学入試学会会計規程

制定 2025年3月11日

(目的)

第1条

本規程は、大学入試学会（以下、「本会」という）会則第15条の規定に関連して、本会の会計業務の遂行に必要な細則を定めるものである。

(適用範囲)

第2条

この規程は本会の全ての会計業務に適用する。

(会計の原則)

第3条

本会の会計業務は、法令及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる学会会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計責任者及び担当者)

第4条

会計責任者は事務局長とし、理事長がこれを監督する。

- (2) 会計責任者は本会の会計を総理し、事務局が本会の会計業務のすべてを掌理する。
- (3) 前項の規定にも関わらず、理事会の議に基づき、会則第4条に規定する事業の一部については、当該事業に関わる会計業務を担当の事業主体に委託することができる。
- (4) 会計責任者は、前項の規定に基づく委託業務について適正に監督するために、受託者に対して必要に応じて委託関連業務に関わる報告を求めることができる。

(事業計画及び収支予算)

第5条

理事会は会則第15条に定める会計年度ごとに事業方針を策定し、理事長がそれに基づく事業計画書を作成する。会計責任者は事業計画に基づく収支予算書を作成する。

- (2) 事業計画書及び収支予算書は理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 前項の書類については、次の会計年度が終了するまでの間、事務局が管理し、会員の閲覧に供するものとする。

(支出の管理)

第6条

本会の支出は、理事会の承認を受けた予算の範囲内で執行されるものとする。会計責任者がその適正性を確認する。

(2) 当初予算に含まれない用途の支出を行う場合には、理事会の議を経るものとする。

(資産の管理と運用)

第7条

本会の資産(預金、設備、その他の財産)は、理事会の監督の下、会計責任者が適切に管理する。

(2) 資産の処分または重要な投資を行う場合には、理事会の議を経るものとする。

(事業報告及び決算)

第8条

本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会計責任者が次の書類を作成し、会則第15条に基づき、監事による監査及び総会における報告手続きを行って、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) その他、必要と認められる事項を記載した書類

第9条

第8条に定める書類のほか、本会の会計帳簿及び記録は正確かつ適正に記帳され、会計責任者が管理しなければならない。これらの記録は、次の会計年度終了後5年間保管し、会員の閲覧に供するものとする。保管される記録には以下の書類が含まれる。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要
- (4) その他、本会の運営に関わる重要な記録

附 則

本規程は、2025年3月11日から施行し、改訂は理事会が行う。